



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月8日金曜日 第709号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧……………（農地整備課）… 272
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧……………（水産課）… 272
- 土地改良区役員の就退任の届出（4件）……………（東予地方局農村整備課）… 272
- 土地改良区の定款変更の認可（6件）……………（ ）… 273

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施……………（薬務衛生課）… 274

告 示

○愛媛県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市南方地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年5月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・吹上地区）計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年5月11日から6月5日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第408号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年5月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県西宇和郡伊方町二見甲3122番地 山下 金 善	愛媛県西宇和郡伊方町二見乙959番地3 上 田 光 寛	愛媛県西宇和郡伊方町二見甲3048番地 古 田 睦	町 見	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年5月8日から令和8年5月22日まで

(2) 縦覧場所

南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 明 子	新居浜市宇高町二丁目7番13号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 佑 造	新居浜市西泉町7番8号
〃	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号

〃	加 藤 則 明	新居浜市政枝町二丁目7番34号
〃	眞 鍋 勝 義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
〃	白 石 佳 久	新居浜市港町8番7号

○愛媛県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西条市小松町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 長	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
副理事長	戸 田 武	西条市小松町北川136番地2
会計理事	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地2
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
〃	玉 井 敏 弘	西条市小松町明徳甲551番地2
〃	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
〃	玉 置 久 志	西条市小松町妙口甲197番地3
〃	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
〃	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
〃	眞 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地2
〃	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地2
〃	田 村 三智子	西条市神拝甲361番地49
〃	神 野 真由美	西条市小松町大頭甲458番地
監 事	瓜 守 慎 吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
〃	安 永 正 徳	西条市小松町妙口甲766番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 長	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
副理事長	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
会計理事	玉 井 伸 一	西条市小松町明徳甲534番地
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
〃	佐 伯 信 男	西条市小松町妙口甲1335番地3
〃	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
〃	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
〃	眞 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地2
〃	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地2
〃	戸 田 武	西条市小松町北川136番地2
〃	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地2
監 事	瓜 守 慎 吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
〃	安 永 正 徳	西条市小松町妙口甲766番地3

○愛媛県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 敏 明	西条市神拝乙28番地2

○愛媛県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 長	越 智 寧	四国中央市土居町藤原5番耕地7番地
理 事	井 上 彰	四国中央市土居町上野3495番地1
〃	合 田 国 広	四国中央市土居町北野2045番地
〃	尾 崎 精 一	四国中央市土居町畑野823番地2
〃	合 田 仁	四国中央市土居町中村859番地2
〃	越 智 英 樹	四国中央市土居町小林813番地
〃	河 村 薫	四国中央市土居町野田甲1154番地
〃	鈴 木 和 治	四国中央市土居町中村615番地3
〃	岸 博 文	四国中央市土居町天満2531番地
〃	入 川 豊 重	四国中央市土居町蕪崎2414番地1
監 事	高 橋 俊 一	四国中央市土居町小林744番地
〃	矢 野 正 孝	四国中央市土居町藤原4番耕地223番地
〃	鈴 木 一 好	四国中央市土居町中村545番地
〃	加 地 一 貴	四国中央市中曾根町500番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 長	越 智 寧	四国中央市土居町藤原5番耕地7番地
理 事	深 川 之 夫	四国中央市土居町上野648番地
〃	合 田 国 広	四国中央市土居町北野2045番地
〃	尾 崎 精 一	四国中央市土居町畑野823番地2
〃	苺 田 耕 一	四国中央市土居町中村1003番地3
〃	加 地 公 雄	四国中央市土居町小林650番地
〃	河 村 薫	四国中央市土居町野田甲1154番地
〃	鈴 木 和 治	四国中央市土居町中村615番地3
〃	岸 博 文	四国中央市土居町天満2531番地
〃	入 川 豊 重	四国中央市土居町蕪崎2414番地1
監 事	眞 鍋 忠 男	四国中央市土居町上野2256番地
〃	松 木 英 則	四国中央市土居町天満1518番地
〃	鈴 木 博 美	四国中央市土居町北野2240番地
〃	加 地 一 貴	四国中央市中之庄町1684-16

○愛媛県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市頓田川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市金子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、丹原町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

○愛媛県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四国中央市土居町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

愛媛県東予地方局長 加藤 道 和

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和8年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和8年8月18日（火）13時30分
- 2 試験の場所
愛媛県県民文化会館（愛媛県松山市道後町2丁目5-1）
- 3 受験願書の提出期間
令和8年6月8日（月）から19日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。